

## 平成 27 年度八王子市消防団共済会負担金交付要綱

### 第 1 条（趣旨）

この要綱は、八王子市消防団団員相互の親睦と福利厚生を増進を図るために設立された八王子市消防団共済会に対して、八王子市消防団共済会の負担に関する協定（平成 9 年 4 月 1 日決裁）に基づき、その運営に必要な経費に充てるため負担金を交付するにあたり、補助金等の交付の手続きに関する規則（昭和 35 年八王子市規則第 19 号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

### 第 2 条（負担金の交付対象事業）

負担金の交付の対象となる事業は、次のとおりとする。

- （ 1 ） 慶弔費支給事業
- （ 2 ） 見舞金支給事業
- （ 3 ） 福利厚生事業費支給事業
- （ 4 ） 記念品費支給事業
- （ 5 ） 会議費支給事業
- （ 6 ） 事務費支給事業
- （ 7 ） その他の厚生事業として市長が認めるもの

### 第 3 条（負担金の額）

八王子市消防団共済会会員の前年度会費の総額より千円未満の端数を切り捨てた額を予算の範囲内において交付する。

### 第 4 条（交付の方法）

負担金は、年 2 回に分け、八王子市消防団共済会からの請求により 10 月及び 1 月に交付する。

### 第 5 条（申請手続き）

八王子市消防団共済会は、負担金交付（請求）申請書（様式第 1 号）に必要な書類を添えて、前条に定める支給月の初日までに市長に提出するものとする。

#### 第6条（交付決定及び通知）

市長は、前条の規定により負担金交付（請求）申請書（様式第1号）の提出があったときは、速やかに交付すべき負担金の額を決定し、負担金決定通知書（様式第2号）を八王子市消防団共済会へ通知するものとする。

#### 第7条（精算）

八王子市消防団共済会は、負担金の交付決定を受けた事業の終了後1ヶ月以内に負担金精算書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

#### 第8条（負担金確定通知）

市長は、前条の規定により負担金精算書（様式第3号）の提出があったときは、速やかに交付金の額を決定し、負担金確定通知書（様式第4号）を八王子市消防団共済会へ通知するものとする。

#### 第9条（雑則）

八王子市消防団共済会は、負担金の交付決定を受けた事業の内容を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

#### 附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。